

千葉県病床機能再編支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 千葉県病床機能再編支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の病床削減や再編統合に補助金を交付することにより、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一層推進させることを目的とする。

(交付対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に規定する事業(以下「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」という。)とする。

(1) 単独支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能(以下「対象3区分」という。)と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画(以下「単独病床機能再編計画」という。)を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者を支給対象とし、次のすべての支給要件を満たすものとする。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編(経営困難等を踏まえた自己破産による廃院)は支給の対象とはならない。

(ア) 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議(同法第30条の14第1項に規定する「協議の場」という。以下同じ。)の議論の内容及び千葉県医療審議会の意見を踏まえ、千葉県が地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認めたものであること。

(イ) 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

(2) 統合支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う、次のすべてを満たす統合計画に参加する医療機関(以下「統合関係医療機関」という。)の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

(ア) 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び千葉県医療審議会の意見を踏まえ、千葉県が地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認めたものであること。

(イ) 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止(有床診療所化又は無床診療所化も含む。)となること。

(ウ) 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

(エ) 令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。

(オ) 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関(以下「承継医療機関」という。)の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

- (ア) 地域医療構想調整会議の議論の内容及び千葉県医療審議会の意見を踏まえ、千葉県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。(2) 統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。
- (イ) 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止(有床診療所化又は無床診療所化も含む。)となること。
- (ウ) 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- (エ) 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- (オ) 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- (カ) 国税、県税、市町村税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 補助を受けようとする事業を行う者の役員等(業務を執行する社員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - (ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - (イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - (ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号に定める算定方法等に基づいて決定するものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

- (ア) 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数(対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数)までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1, 140千円
50%以上60%未満	1, 368千円
60%以上70%未満	1, 596千円
70%以上80%未満	1, 824千円
80%以上90%未満	2, 052千円
90%以上	2, 280千円

- (イ) 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を交付する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。
- 回復期機能、介護医療院に転換する病床数
 - 過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
 - 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(2) 統合支援給付金支給事業

- (ア) 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1, 140千円
50%以上60%未満	1, 368千円
60%以上70%未満	1, 596千円
70%以上80%未満	1, 824千円
80%以上90%未満	2, 052千円
90%以上	2, 280千円

- (イ) 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2,280千円を支給する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の算定に当たっては、統合関係医療機関の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- (エ) 「重点支援区域の申請について」(令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記(ア)及び(イ)により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、千葉県病床機能再編支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に誓約書(別記2号様式)、役員等名簿(別記第3号様式)その他次の各号に規定する必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする医療機関は、以下の書類を添えて申請を行う。

- I. 単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(第1号様式別紙2-1)
- II. 単独病床機能再編計画(令和8年3月31日までのものに限る。)
- III. 病床稼働率の算出根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等
- IV. 過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書)の写し(過年度に「令和2年度千葉県病床機能再編支援補助金」の交付決定を受けた場合又は「千葉県病床機能再編支援事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。)
- V. 病床融通に関する概要(地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。)

(2) 統合支援給付金支給事業

(ア) 統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関(以下「代表医療機関」という。)を定めるものとし、代表医療機関を通じて、以下の書類を揃えて申請を行う。

- I. 統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(第1号様式別紙2-2)
(代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるもの)
- II. 統合計画(以下の項目を必ず含むこととする)
 - ・ 統合に関する合意の内容(合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等)
 - ・ 統合に関するスケジュール
 - ・ 統合に関する資金計画(廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画)
- III. 病床稼働率の算出根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し

(イ) 代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

給付金の支給を受けようとする承継医療機関は、以下の書類を添えて申請を行う。

- I. 債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(第1号様式別紙2-3)
- II. 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書(第1号様式別紙2-4)。なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。
 - ・ 借入金

債務の内容や用途(事業用資産の取得、運転資金など)を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。

- ・ 買掛金、未払金などその他の債務
債務の内容、金額、相手先を記載すること。
- III. 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書(廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。)の写し及びこれに係る償還年次表
- IV. 国税等の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書
- V. 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
なお、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更等承認申請)

第8条 前条第1号から第3号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県病床機能再編支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第4号様式)正1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日(第6条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県病床機能再編支援事業補助金実績報告書(別記第5号様式)正1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県病床機能再編支援事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は次の各号に該当する報告があつた場合には、支給を行った給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 単独支援給付金支給事業

- (ア) 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
- (イ) 給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に必要と認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- (ウ) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

(2) 統合支援給付金支給事業

- (ア) 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
- (イ) 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に必要と認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- (ウ) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

(3) 債務整理支援給付金支給事業

- (ア) 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に必要と認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- (イ) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合
- (ウ) 本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合、その差額。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。